

「実務対応報告第 26 号『債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い』の適用期間の満了に関するご意見の募集」に関するコメント

平成 22 年 2 月 26 日

あずさ監査法人 監査実務従事者グループ

平成 22 年 2 月 1 日付で公表されました「実務対応報告第 26 号『債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い』の適用期間の満了に関するご意見の募集」について、あずさ監査法人の監査実務従事者のグループにて検討し、以下のとおり意見を取りまとめましたので提出します。

①実務対応報告第 26 号の適用を継続しない（この場合、実務対応報告第 26 号は適用期間満了をもって廃止される。）ことについて

賛成する。

実務対応報告第 26 号は、「稀な場合」という金融市場の混乱に対処した当面の取扱いですので、当該状況がなくなった以上、特例措置を残す必要性は乏しく、実務対応報告第 26 号は適用期間満了をもって廃止するのが適当であると思われる。

②実務対応報告第 26 号に基づいて保有目的区分の変更を行った場合には、その後の事業年度以降も当該変更に関する追加情報の注記が求められているが、廃止後はこの注記を継続する手当てをしない

反対する。

財務諸表等規則第 8 条の 5 に該当する場合は、開示が必要ではあるものの、実務対応報告第 26 号の廃止により、当該注記の継続が手当てされなくなることから、注記の要否の判断根拠が曖昧となると思われます。

実務対応報告第 26 号の取扱いは特例的なものであり、今後は債券の保有目的区分の変更ができなくなるとしても、既に適用した会社は継続して注記をすべきであり、継続的に追加情報の注記をしなければ、変更の処理を行わなかった

企業との比較ができず、財務諸表利用者にとって有益な情報を提供できないおそれがあると思われます。

以上